

# 総務委員会資料

## 2 所管事務の調査（報告）

### （2）新たな投資促進制度（川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度案）の策定について

- 資料1 新たな投資促進制度（川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度案）の策定について
- 資料2 新たな投資促進制度（川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度案）の策定に伴う市民意見募集について

令和4年11月24日  
臨海部国際戦略本部

## 1. 現状

川崎臨海部は、石油・化学・鉄鋼といった素材産業を中心に日本有数のコンビナートを形成しており、本市の製造品出荷額の7割を占める一大産業拠点である。加えて、生産設備へ巨額の投資が行われ、全市の償却資産の約半数を占めるなど、本市経済を支えるエンジンともいえる極めて重要な地区である。

### ■ 川崎臨海部の現況

- ・研究開発機能と製造機能を併せ持つ製造業の事業所が数多く立地
- ・キングスカイフロントにおいてはライフサイエンス関連を中心とした集積によるまちづくりが概成
- ・南渡田地区においては臨海部全体の機能転換をけん引する新産業創出拠点の形成を推進

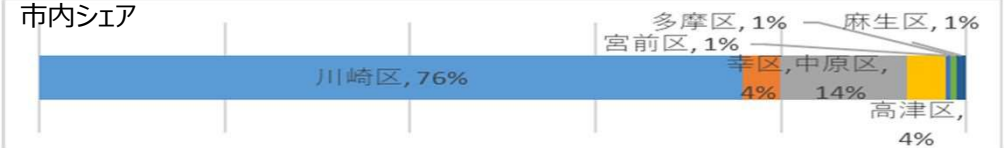


### ■ 川崎臨海部は市民生活や産業活動にとって非常に重要なエリア

○特徴

- ・事業所 約2,700か所・従業者数 約71,000人（うち製造業500か所・25,000人）
- ・製造品出荷額等（川崎区）約3兆円（市内の76%）

市内シェア



- ・臨海部に立地する法人からの税金 約390億円（法人が納める法人市民税・固定資産税・事業所税・都市計画税の約4割 市税収入全体の約1割）

### ■ 川崎臨海部のポテンシャル

○特徴

- ・首都圏に立地（羽田空港、東京・横浜への近接性）し、令和4年3月には川崎臨海部と羽田空港を結ぶ多摩川スカイブリッジが開通するなど、高い立地優位性を有する。
- ・首都圏直下に位置しながらも、工業地域・工業専用地域が広がり、各企業の拠点的な工場機能が集積している。
- ・ケミカルやライフサイエンスなどの研究開発機関が多く立地していることや既にマザー工場化が図られている事業所もあり、新たなイノベーション創出による、産業競争力の強化や本市の活力向上につながる基盤がある。

## 2. 課題

### ■ 産業構造の変化による土地利用転換

- ・これまで川崎臨海部を支えてきた基幹産業の国内需要の減少やそれに伴う業界再編、既存工場群の設備老朽化等、立地企業を取り巻く環境は大きな変化の波に晒されている。
- ・遊休地・低未利用地は平成11年度から平成19年度にかけて急激に減少したが、石油・化学や鉄鋼分野における生産設備の集約化が進み、ここ10年では徐々に増加している。

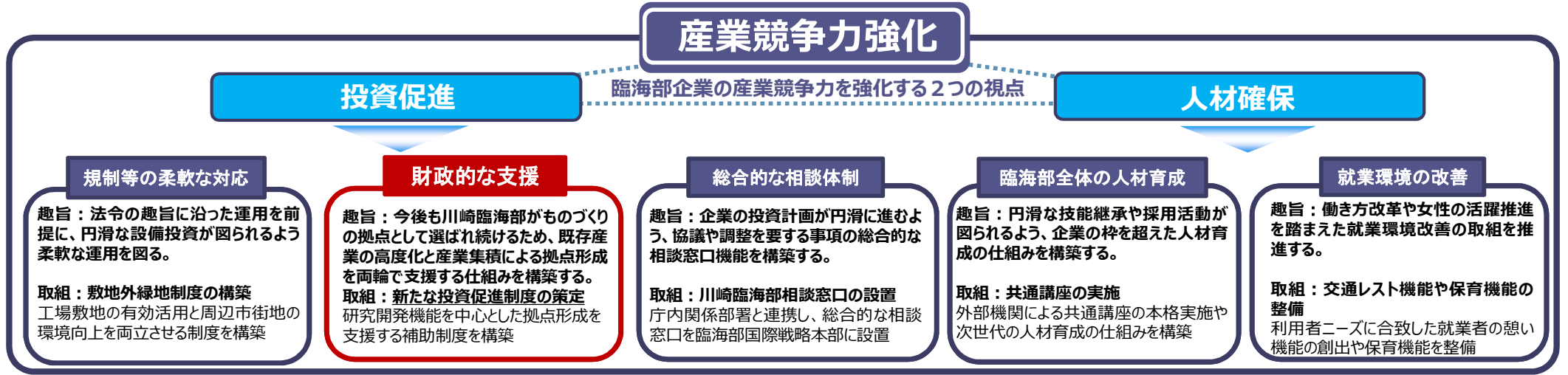
### ■ 2050年のカーボンニュートラル化

- ・川崎臨海部はエネルギーや素材・原料の製造プロセスで多くのCO<sub>2</sub>を排出している。
- ・既存のコンビナート設備を活用しながら新しい技術を導入していくことで、カーボンニュートラル社会にふさわしいエネルギー拠点及び素材・原料の製造拠点への転換が求められている。

# 新たな投資促進制度（川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度案）の策定について

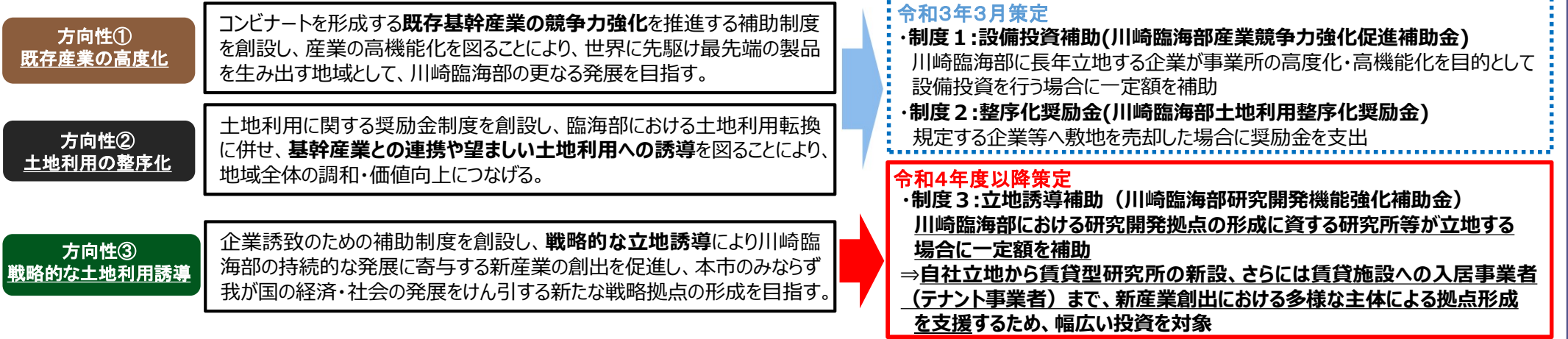
## 3. 川崎臨海部の「産業競争力の強化」に向けた総合的な施策展開

『投資促進』と『人材確保』の2つの視点から「規制緩和」「財政支援」「総合的な相談体制」「人材育成」「就業環境の改善」の5つの柱を立て、これらを総合的に推進することで川崎臨海部の産業競争力の強化を実現する。



## 4. 投資促進制度の全体像

世界的な都市・地域間競争が激化し、企業の立地戦略が国内にとどまらない中で、川崎臨海部が我が国をけん引するコンビナートを中心とした産業エリアとして、これからの時代に適応し、持続的な発展を遂げるためには、**既存事業所の高度化・高機能化を図る取組（既存産業の維持・向上）**と**臨海部全体の機能転換をけん引する研究開発機能を中心とした戦略拠点形成を促進する取組（戦略的な立地誘導）**が不可欠である。



## 5. 他都市の状況（企業立地支援に関する県内自治体の制度）

神奈川県、横浜市、相模原市などにおいて、立地誘導補助や税の減免等を実施している。

# 新たな投資促進制度（川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度案）の策定について

## 6. 川崎臨海部研究開発機能強化補助金の概要

### (1) 対象地域

- ・臨海部の中で研究開発拠点の形成に向けて戦略的に土地利用を進める地域を対象とする。
- ・対象地域は本市産業施策や港湾施策等と整合を図る。

【制度案】  
川崎臨海部の持続的な発展に向けて研究開発拠点の形成を目的に、川崎臨海部の中で戦略的に土地利用を推進する地域（土地利用計画を策定していることなど）



※川崎区内の産業道路以南の区域、多摩川リバーサイド地区、都市再生緊急整備地域「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」、「浜川崎駅周辺地域」が該当

### (2) 対象事業者

- ・様々な機能が多層的に立地することで拠点価値が向上し、さらに川崎臨海部の競争力強化につながるため、研究所・工場・事務所など研究開発拠点の形成に寄与する機能の新設を対象とする。【自社活用型】
- ・コアとなる大企業や高い技術力を有する中小・スタートアップ企業など、様々な企業が立地することで他社との協働や産学連携による相乗効果が期待できるため、多様なプレイヤーが集積する賃貸R&D施設の新設を対象とする。【賃貸R&D型】
- ・拠点形成促進のため、賃貸R&D施設へ入居する事業者を対象とする。【テナント事業者型】

### 【制度案】

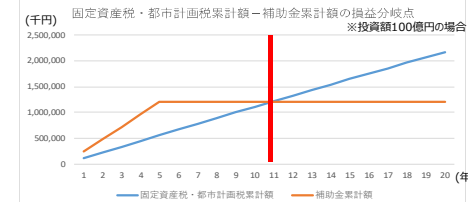
- ① 研究所等を新設し、自らが研究開発等を行う事業者【自社活用型】
- ② 研究用の共用機器等を有する賃貸R&D施設を新設する事業者【賃貸R&D型】
- ③ 本制度を活用し新設した賃貸R&D施設に入居する事業者【テナント事業者型】

### (3) 補助率及び補助対象限度額等

- 自社活用型及び賃貸R&D型
- ・研究所は規模に比して高額な設備が入ることが多く、立地後も一定の設備投資が見込まれることから、償却資産について安定的な税収が期待できるため、インセンティブを設ける。
- ・他都市制度及び直近事例を参考に多様な立地規模にも対応できる補助対象限度額とする。

### 【制度案】

- ① 自社活用施設の補助率は研究所12%、工場・事務所等9%（補助対象限度額20億円）
- ② 賃貸R&D施設の補助率は6%（補助対象限度額20億円）



同様の立地誘導制度を持つ県内他都市と比較しても研究所に対する高いインセンティブとなるよう補助率を設定（横浜市8~10%、相模原市10%）。補助金支出に対する税収での回収を最低ラインとすると、11年目にプラス転換となる。工場・事務所等についても同様に11年目にプラス転換となる。  
賃貸R&D型については、事業者の事業リスクや設備更新を勘案し補助率を6%に設定。

### ○テナント事業者型

- ・対象の賃貸R&D施設に入居する事業者に対して法人市民税相当額を補助

### 【制度案】

- ③ テナント事業者においては、入居後5年分の法人市民税（法人税割）相当額を補助

税源涵養の視点から利益計上を見込むことができる「やる気のあるテナント」を呼び込むため、テナントへの支援として法人市民税の負担を軽減し、賃貸R&D型の整備を促進する。

### (4) 最低投下固定資産額及び常用雇用者数の要件

- ・大企業には新産業拠点形成における先導的な役割や拠点の核となることを求め、相応の規模の施設に対して補助を行う。
- ・中小企業に対しては、高度な技術力の活用による新分野への進出を促すために、最低投下固定資産額及び雇用人数の条件について大企業との差を設ける。

### 【制度案】

#### (自社活用型)

- ・大企業は最低投下固定資産額50億円、常用雇用者数50人以上
- ・中小企業は最低投下固定資産額5億円、常用雇用者数10人以上

#### (賃貸R&D型)

- ・大企業は最低投下固定資産額20億円
- ・中小企業は最低投下固定資産額5億円

### (5) カーボンニュートラル要件

- ・「日本のカーボンニュートラル化を牽引するモデル地域の形成」に向けて、建物を新設する事業者に対し、カーボンニュートラル社会の実現に寄与する施設であることを要件とする。

### 【制度案】

- ・従来の同種施設と比較し、温室効果ガスの排出量の削減が図られる施設

## 7. 効果の検証

### 達成目標

- 企業誘致件数  
キングスカイフロントの誘致実績（9施設/8年（2010~2017））を鑑み、**1施設以上/年間**

- 投資額  
キングスカイフロントにおける投資額（平均84億円/年（要件に該当する施設））を鑑み、**420億円以上/5年**  
（84億円×5年=420億円）  
※補助総額420億円×12%=50億円

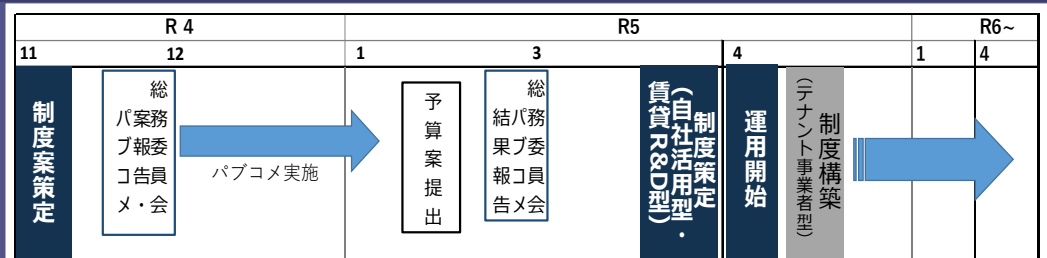
### 制度の効果検証

一定の財政支出を伴うことから、制度運用の期間を5年に設定した上で、その間の効果を検証

### 検証内容

戦略的な土地利用の観点から投資規模や投資内容を整理するとともに、**税収効果や経済波及効果を算出し、制度のあり方を見直す。**

## 8. スケジュール



## 新たな投資促進制度（川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度案） について御意見をお寄せください

川崎市では、川崎臨海部に立地する企業における設備投資の環境整備や製造業等の機能維持に向けた土地の整序化を図るため、令和3年3月に「川崎臨海部投資促進制度」を策定し、川崎臨海部における基幹産業の高度化・高機能化の促進に向けた取組を進めています。この度、川崎臨海部の持続的発展に寄与する新産業の創出を促進し、本市のみならず我が国の経済や社会の発展をけん引する新たな戦略拠点の形成を目指し、「新たな投資促進制度（川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度案）」をとりまとめましたので、皆様からの御意見を募集いたします。

### 1 意見募集の期間

令和4年12月1日（木）～令和5年1月4日（水）

※ 郵送の場合は当日消印有効です。

※ 持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）にお持ちください。

### 2 資料の閲覧場所

- (1) 臨海部国際戦略本部事業推進部（川崎市役所第3庁舎10階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館（本館・分館）
- (3) かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

※ 川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

### 3 意見の提出方法

題名、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 電子メール

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。

- (2) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部あて（川崎市役所第3庁舎10階）

- (3) FAX

FAX 番号 044-200-3540（臨海部国際戦略本部）

#### 《留意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や来庁による口頭での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。

### 4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について整理した結果をホームページで公表します。

### 5 問い合わせ先

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部

電話 044-200-3815 / FAX 044-200-3540